

平成24年

春の全国交通安全運動実施細目

平成24年春の全国交通安全運動推進要綱(平成24年2月14日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)及び国土交通省並びに九州運輸局が定めた本運動の実施計画に基づき九州運輸局鹿児島運輸支局が実施すべき細目を次のとおり定める。

[期 間：平成24年4月6日(金)～平成24年4月15日(日)]

平成24年3月15日

鹿児島県陸運関係
自動車事故防止推進協議会

実施項目	実施者		
	運輸支局	関係団体	事業者
<p>1 事業用自動車の安全運行の確保</p> <p>(1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。</p> <p>① 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置などの運行管理を徹底すること</p> <p>② 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮すること</p> <p>③ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底すること</p> <p>(3) 安全規制の遵守を徹底するため、重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。</p>	○	○	○
<p>2 車両の安全対策の推進</p> <p>(1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。</p> <p>① 自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、「自動車アセスメント車種別安全性能比較評価一覧」小冊子の配布等により安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと</p> <p>② 街頭検査の際、ユーザーに小冊子を配布するなどして、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい</p>	○	○	○

<p>使い方のユーザー指導を行うこと</p> <p>(2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等を通じて指導する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供がなされるよう自動車製作者等を指導する。</p> <p>① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施</p> <p>② 不正改造の防止</p> <p>(3) 警察との密接な連絡協調のもとに街頭検査を行い、無車検・無保険車両を排除するとともに、車輪の脱落につながる不適切な車輪装着等の整備不良車両、及び不適切な着色フィルムの貼付及び装飾板の装着、不適切な灯火器の取付け、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し及び過積載等を助長するさし枠の取付け等の不正改造車の排除に努める。</p> <p>併せて、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、点検整備の励行について指導を行う。</p> <p>(4) リコールに関して一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。</p>	○	○	○
<p>3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導する。</p> <p>(1) 自動車運送事業者及び自家用自動車使用者に対し、道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことの一層の周知を図る。</p> <p>(2) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。</p> <p>(3) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行するバス事業者に対して</p>	○	○	○

<p>は、次の事項を実施するよう指導する。</p> <p>① 装備されているシートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと</p> <p>② 乗客にシートベルトの着用を促すこと</p> <p>③ 着用状況を運行前に点検すること</p> <p>(4) タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用ステッカーを作成し、車内に貼付するよう指導する。</p> <p>(5) 自家用自動車使用者に対しては、全ての座席のシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報の提供を適時適切に行い、安全意識の高揚を図る。</p> <p>(6) 幼児を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び安全性に関する比較情報等の提供を適時適切に行い、安全意識の高揚を図る。</p>			
<p>4 事業用自動車の事故等の情報の提供</p> <p>事業用自動車による重大事故発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で自動車運送事業者等に情報を提供することにより、自動車運送事業者等の安全意識の高揚を図る。</p>	○		
<p>5 広報活動の推進</p> <p>関係団体等を通じ、本年4月10日（火）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。</p> <p>(1) 車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。</p> <p>(2) 関係団体の広報誌等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。</p> <p>① 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮</p> <p>② 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正</p>	○	○	○

<p>しい着用の徹底</p> <p>③ より安全な車両及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発</p> <p>④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性</p> <p>⑤ 飲酒運転等悪質・危険な運転行為の禁止の徹底</p> <p>⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止</p> <p>⑦ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進</p> <p>⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行</p>			
--	--	--	--